平成十六年達示第五十一号)

京都大学留学生センター規程(平成二年達示第十三号)の全部を次のように改正する。

第一条 この規程は、京都大学留学生センター(以下「留学生センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。(趣旨)

二 外国人留学生に対し、修学及び生活上の指導助言を行うこと。 二 外国人留学生に対し、修学及び生活上の指導助言を行うこと。 第二条 留学生に対し、日本語及び日本文化・日本事情に関する教育を行うこと。第二条 留学生センターは、次の各号に掲げる業務を行う。 (業務)

その他留学生交流の推進に関し必要と認めること。

(センター長)

第三条 留学生センターに、センター長を置く。

3

4 センター長は、留学生センターの所務を掌理する。センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

(協議員会)

第四条 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。条(留学生センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

(事務組織)

第五条 留学生センター の事務は、 研究・ 国際部留学生課に おいて処理する。

所則 別所八郎のあるものの第六条 この規程に定めるものの(内部組織) の ほ か、 留学生センター の 内部組織については、 センター 長が定める

2 この規程の施行後最初に任命するセンター長の任期この規程は、平成十六年四月一日から施行する。 ば 第三条第三項の規定にかかわらず、 平成十七年三月三十一日までとする。

次に掲げる規程は、 廃止する。

3

三 京都大学留学生センター 長候補者選考規程 (平成二年達示第十六号)二 京都大学留学生センター運営委員会規程 (平成二年達示第十五号)一 京都大学留学生センター協議員会規程 (平成二年達示第十四号)